

照明設備維持補修業務特記仕様書

第1条 公共管理施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書に基づく。

（土木工事共通仕様書の適用）

第2条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第3条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「I-1-I-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場の試行）

第8条 受注者は、建設現場の遠隔臨場の実施を希望する場合は、受発注者の協議により、建設現場の遠隔臨場の試行対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本工事の特記仕様事項）

（本業務の実施について）

第10条 本業務は、県が管理する既存照明灯のうち港湾管理者が管理している照明設備（照明灯等）などの補修・破損（球切れ等）を修繕する業務である。業務については、

補修作業実施が必要となった際に、その都度、発注者より受注者に対して補修箇所・内容を指示する。

- 2 受注者は、原則として、発注者からの指示があった日から10日以内に作業を実施・完了しなければならない。ただし、材料手配に日数を要する場合や、現場条件の都合により、物理的に作業出来ない場合は除く。
- 3 また、緊急を要する場合（交通事故で照明灯が破損し、急ぎ撤去が必要な場合など）には、発注者から当日中に作業するよう指示をすることがある。この場合も、可能な限り指示どおり作業するよう努めなければならない。
- 4 本業務の契約数量については、必要に応じ、実施数量により変更契約を行うものとする。業務数量は、想定であるため、大幅な増減があり得る。

（現場責任者について）

- 第11条** 本業務の現場責任者は、別添の様式により届け出るものとする（雇用確認書類・実務経験確認書類・資格証の写しを添付すること）。
- 2 本業務の発注者との連絡・調整は、現場責任者が行わなければならない。
 - 3 現場責任者は、次の条件を満たすこと。
 - ① 1級または2級電気工事施工管理技士、第1種または2種電気工事士、電気主任技術者（1～3種）のいずれかの資格を有すること。
 - ② 10年以上の実務経験を有すること。
 - ③ 緊急作業依頼時に「自社の作業員・作業車」、「材料」の手配や段取りを即時にできること。
 - ④ 携帯電話及び電子メールにて監督員と連絡、資料のやり取りができること。

（現場責任者に対する措置請求）

- 第12条** 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（再委託等の禁止）

- 第13条** 本業務の主たる内容である作業は、第三者に請け負わせてはならない。

（交通安全施設等）

- 第14条** 作業時は他の車両、歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。
- 2 交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

（作業箇所）

第15条 照明設備維持修繕作業については、港湾管理者からの指示により行うものとする。受注者は指示を受けた後、速やかに該当箇所の照明設備の不具合を調査し、修繕すること。また、修繕方法について疑義がある場合は、監督員と協議すること。

2 本業務の作業地区は次のとおりとする。ただし、状況に応じてこれ以外の地区の修繕を指示することがある。

地区：鳴門市、松茂町の港湾施設

（設計変更について）

第16条 修繕等の各数量は、照明設備の故障箇所の多少により増減するため、実施数量に応じて変更契約するものとする。

（道路使用許可について）

第17条 各所轄警察署への道路使用許可は、受注者が手続きを行わなければならない。この費用は諸経費に含む。なお、道路使用許可の写しは、許可が取れ次第発注者に提出すること。

（照明設備台帳）

第18条 本業務で、修繕及び点検した照明設備については、照明設備台帳に記載すること。

（提出書類）

第19条 この契約の検収については月ごとに翌月始め（工期末分は工期末）に行うものとし、次の書類を提出するものとする。

- ① 月別報告書（作業日、作業内容（巡視・巡回内容も含む）、部材の規格等を記載）
- ② 月別数量計算書（最終月は全業務数量の集計も行うこと）
- ③ 四電への申請書類の写し
- ④ 完了報告書（監督員の依頼書）
- ⑤ 照明設備台帳
- ⑥ 照明設備調査票
- ⑦ 写真（修繕前・修繕後の確認、作業状況、交換材料）

2 最終、写真等は電子納品で提出すること。

（その他）

第20条 上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。